農業体験ツアー運営委託業務仕様書

１　業務名　農業体験ツアー運営委託業務

２　目　的

地域の農業者と交流するイベントを効果的に実施することで、高知県内外在住の若者

や女性に、高知県の農業に興味を持ってもらい、仕事としての農業の魅力を伝える。将来就農に結びつく潜在層の掘り起こし行うとともに、就農意欲を喚起し、高知県での就農を検討される就農希望者の確保に繋げることを目的とする。

３　委託期間　契約締結日 ～ 令和 ７年 3 月１日まで

４　委託場所　委託者（以下「甲」という。）・受託者（以下、「乙」という。）協議のうえ決定する。

５　委託内容

　　高知県の農業に興味を持ってもらい、高知での就農をイメージできるよう、地域で活躍する農業者や先輩移住者などとの交流を盛り込んだ農業体験ツアーを１回開催する。

また、農業体験ツアーに先がけて、地域で活躍する農業者や先輩移住者とオンラインで交流するイベント（以下、｢プレイベント」と言う。）を関西で2回開催する。

６　業務項目

（１）プレイベントの開催

①対象者

・高知県の農業に興味がある関西在住者 ２０ 名程度

②場所

・関西のキッチンスタジオ等及びオンライン

・会場の手配や借り上げ費用の支払いは乙が行う。

③実施時期

・甲・乙協議のうえ決定する。

④参加費用

・イベント参加者は実費（当日の飲食に要する費用）を支払う。

・参加費の受入れについては、乙が行うこと。

・ただし、当日使用する農業者の生産物等は乙が購入、支払いを行う。

（２）農業体験ツアーの開催

①対象者

・高知県の農業に興味がある関西在住者 15名程度

②場所

・高知県内の農業者の圃場等

③実施時期

・甲・乙協議のうえ決定する。

④参加費用

・ツアーへの参加者負担はなし。（旅行保険には各自加入を依頼する）

・自宅と集合場所との間の往復交通費及び宿泊費は参加者の自己負担とし、その他ツアー中の移動等に係る費用は委託料に含むものとする。

・ツアー中の飲食に要する費用は参加者の自己負担とする。

（３）運営等

・参加者の情報については、甲と乙は適宜情報共有を行うこと。

・ツアー内容の企画立案、参加者の募集、参加費の徴収、謝金の支払、開催場所および運営スタッフの手配、進行管理、ツアーの当日運営等一切の業務を行うこと。

・行程内の協力者の調整は甲と乙が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金の支払いが必要な場合は、乙が委託料から支払うこと。

・ツアー中は原則マイクロバス等を借り上げ、参加者がまとまって行動できるようにする

こと。

・以下の経費については、全て委託料の中に含めるものとする。

　　PR･広告にかかる費用

当日運営スタッフの人件費、旅費

受入れ農家への謝金

　 　プレイベント開催にかかる費用（会場使用料、農業者の生産物購入費）

　 　体験ツアーバス借り上げ代

・委託料の支出内訳については、必要に応じて甲・乙協議の上決定する。

（４）広報

・プレイベント及び農業体験ツアーの実施について、参加者の募集をはじめとして、SNSや雑誌などで広く情報発信を行うこと。

７　乙が提案する効果的な事項（独自提案）

・本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、委託料内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

８　その他運営上の要件

（１）実施体制

・実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

・本業務の目的を達成するため、首都圏の若者や女性の参加者を集めること。

（２）年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

・契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

（３）事業実績報告書の作成

・事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

９　成果品

（１）事業実績報告書

〈内 容〉 本委託業務により実施した活動実績

〈数 量〉 印刷物１部および電子データ

（２）業務完了報告書

※納品場所 高知県農業会議

※納入期限 令和7年２月２８日

10　契約に関する条件等

（１）再委託等の制限

乙は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（２）成果品の利用及び著作権

・乙は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複

製権）、第２３条（公衆送信権等）、第２６条の２（譲渡権）、第２６条の３（貸与権）、第２７条（翻訳権、翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに甲に無償で譲渡するものとする。

ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、乙と協議の上決定するものとする。

・甲は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項に該当しない場合においても、その

使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

・乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

11　機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

12　個人情報の保護

当該委託業務を通じて取得した個人情報については、甲の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受ける。

13　支払方法

　事業完了後、請求に基づき支払う。

14　仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協　議のうえ、承認を得ること。

15　その他

　　その他、本委託に関して必要な事項は、随時甲・乙の協議により決定するものとする。